『わたしたちの生活と税』

指導参考資料

中学生用租税教育教材

令和６年度版
わたしたちの生活と税

兵庫県版

兵庫県租税教育推進連絡協議会

兵庫県マスコット はばタン

目 次　　ページ

1．わたしたちと税のかかわりについて …… 1
2．なぜ、税を納めなければならないのだろう？ …… 2
3．国の財政を見てみよう …… 5
4．兵庫県の財政はどうなっているのだろう？…… 7
5．税の国際比較 …… 9
6．これからの社会と税を考えてみよう …… 10

は　じ　め　に

租税教育の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、健全な納税者意識を醸成することにあり、当租税教育推進連絡協議会では、教育関係者並びに税務関係者が協力して租税教育を推進し、その効果を高めることを目的に活動を行っております。

平成23年11月に租税教育に関係する３省庁（文部科学省、総務省、国税庁）による「租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）」が発足し、「各学校段階における租税教育の充実」に向けて関係省庁が定期的、継続的に協議することとし、中央省庁レベルにおいても連携して租税教育の充実を目指す環境整備がなされ、平成25年５月には「租税に関する指導内容を明記した学習指導要領の着実な実施」が合意されております。

また、平成29年３月に改訂された文部科学省「中学校学習指導要領」では、公民的分野の「２　内容」「Ｂ　私たちと経済」「（２）　国民の生活と政府の役割」において、「ア（イ）財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。」、「イ（イ）財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。」とあり、さらに「３　内容の取扱い」において、「（３）　イ（イ）「財政及び租税の役割」については、財源の確保と配分という観点から、財政の現状や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて考察し、表現させること。」と記載されております。

この冊子は、このような趣旨を踏まえ、中学生用租税教育教材「わたしたちの生活と税」の補助資料として、指導者用に作成したものです。

各ページに対応した参考資料を掲載しておりますので、是非、ご活用ください。

【目　次】

はじめに …… 1
授業パターン例 …… 2
１．わたしたちと税のかかわりについて …… 3
２．なぜ、税を納めなければならないのだろう？ …… 4
３．国の財政を見てみよう …… 7
４．兵庫県の財政はどうなっているのだろう？ …… 9
５．税の国際比較 …… 11
６．これからの社会と税を考えてみよう …… 12
税の学習プリント …… 13
税金クイズ …… 14

授業パターン例

対　　象	中学３年生
到達目標	「税の役割を知り日本の財政を考える」
使用教材	中学生用租税教育教材「わたしたちの生活と税」
時　　間	50分

所要時間	項　　目	備　考
10分	**わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう** ※どんな公共サービスや公共施設があるの？ なぜ、無料で公共サービスを受けたり、公共施設が利用できるのだろう。	税について知っていることを問いかける。 わたしたちの生活と税 P１ 簡単なクイズを交えながら、税に関心を持たせる。
10分	**なぜ、税を納めなければならないのだろう？** 民主主権の下、国民の代表が税の使い道を決めることを理解させる。 →「税の本質」の理解へ	わたしたちの生活と税 P２～４
25分	**国・地方の財政を見てみよう** 国・地方の財政を知り、税の使い道を理解させる。 **税の国際比較と、これからの社会と税を考えてみよう** 社会経済情勢、国際比較などを参考に、国の財政の現状と課題について理解させる。	わたしたちの生活と税 P５～10
５分	**まとめ・感想等** 持続可能な社会のために、負担と受益のバランスと改善策について考えさせる。	

1．わたしたちと税のかかわりについて（生徒用P1）

【学習のねらい】
税についての学習を始めるに当たって、まず税に興味を持たせる。身近な公共サービスや公共施設（いわゆる「公的サービス」）にどれくらいの費用がかかっているのかを具体的に示し、これらが「税で賄われていること」を理解させる。

（学習活動）
税が私たちの生活にどのようにかかわっているのかを理解させ、身近なところに多く使われている事例を通して税とは何かを考えさせる。
【参考】租税教育用教材「ご案内しますアナザーワールドへ」（DVDアニメ）

■公的サービスと政府の役割

日々の生活に必要な様々な財やサービスが消費されています。この中には市場メカニズムに委ねておいては十分に提供されないものがあり、それらは政府が公共サービスとして提供しています。外交、防衛や警察、消防、司法などは、誰もがその負担の有無にかかわらず便益を受け、ある人が便益を受けても他の人の便益を妨げないという性格から、市場からは全く提供されない可能性があります。また、生活や産業を支える基盤となる水道や道路などの社会資本、次代を担う人材を育成するための教育、安心できる生活を確保するための社会保障などは、市場のみに委ねた場合には必ずしも必要な量や水準が確保されないおそれがあります。

生命・財産を守り平和で安全な暮らしを確保するための公的サービスは、なくてはならないものです。これらは、およそ国というものが形成されるようになって以来その基本的な役割とされてきました。また、水道や道路といった社会資本は、便利で快適な生活を送ったり、産業を発展させ経済的に豊かな社会を築いたりしていくために、また、自然環境を守ったり災害を防いだりするために、重要な役割を果たすものです。

さらに、教育によって子どもたちが社会生活に必要な能力を取得していくこと、貧しい人を社会全体で支えたり、病気、障がい、老齢に伴う生活不安を取り除いたりすることなどを通じて、より安定した社会を築いていくことが可能となります。

以上のように、公的サービスは、家計や企業の働きを補完し、広く社会の構成員全体の利益にかなう役割を果たしており、私たち国民は、日々、様々な公的サービスの便益を享受しています。公的サービスは、社会を形成し、その社会を安全で安心できるものとし、経済活動などを通じて豊かなものとしていく上で欠かすことのできないものです。

■租税の基本的な機能

政府が提供する公共サービスは、国や社会を成り立たせるために欠かすことのできないものですが、その提供には費用がかかりそれを賄う財源が必要となります。様々な公共サービスの中には個々人が受ける便益が明確なものがあり、そのような場合には手数料や保険料といった形で費用を賄うことになります。しかし、公共サービスは、基本的には社会の構成員が広く便益を受けるものですから、個々人にとっての受益と負担とを直接結び付けることができない性格のものです。このため、公共サービスの費用は、価格を付け、その対価を調達できないことから、直接の反対給付を伴わない租税という形で賄うことになります。

このように、租税の基本的な機能は公共サービスの財源を調達することにあります。租税は、社会を成り立たせるためになくてはならないものですから、民主主義社会では、社会の構成員である国民が自ら負担しなければなりません。また、公共サービスによる便益は社会の構成員が広く享受するものであることからも、租税は皆で広く公平に分かち合うことが必要です。このようなことから、租税は**「社会の会費のようなもの」**であると言えます。

2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？（生徒用P2～4）

【学習のねらい】

税金は、国を維持、発展させていくために欠かせないものであるため、憲法第30条で税金を納めること（納税）を国民の義務と定めていることを理解させる。また、同法第84条で租税の課税又は変更は法律の定めによるとし、民主主義国家である日本においては、国民の代表者からなる議員が議会で定めた法律によってのみ租税が賦課される租税法律主義を理解させる。

（学習活動）

選挙年齢が18歳に引き下げられ、また、令和４年度から成年年齢が18歳に引き下げられたことに鑑み、主権者意識を持ち、国家及び社会の担い手として、税金を納め、その使い道に関心を持つ必要があることに気づかせる。

■税の本質とは

・税は公共サービスの対価

・自らの代表が、国の支出の在り方を決めることと、自らが国を支える税金を負担しなければならないことは表裏一体

・税を納めるだけではなく、使いみちを監視する（関心を持つ）ことも納税者として重要

■租税と民主主義

① 歴史的に民主主義が確立していく過程で、国民一人一人が社会や国の運営に参加する権利と義務を有するようになってきたことに伴い、社会共通の費用を賄う租税は国民一人一人が広く公平に分担する必要があるという考え方が浸透してきました。

租税については、公共サービスの財源としてどの程度のものが必要か、それを具体的に誰が、どのように分担するか、というルール（税制）が必要です。民主主義の下では、このルールは最終的には国民の意思によって決定されます。租税を納めることは自らの受益と直接関係なく金銭等を拠出するものですから、あらかじめ定められた手続に基づいて国民の合意の下にルールが決められなければなりません。一方、国民皆がルールに基づいた納税を行わなければ、必要な税収は集まらず、また、不公平が生じますので、ルールに強制力を付すことによって実効性を持たせる必要があります（これが国家の課税権と言われるものです。）。

このようなことから、日本国憲法では、納税を国民の義務とし、また、租税法律主義を明記しています。

② 議会制民主主義の下では、税制は主権者である国民の意思を反映して議会で決められます。具体的には、国権の最高機関であり国民の代表で組織される国会で法律として議決されなければなりません。実際に国会の場で審議するのは国民の代表者ですが、私たち国民は代表者を選出することを通じてその議論に参加するほか、様々な場で議論に参加していくことが必要です。

租税は、公的サービスと表裏一体であり、国民が自ら拠出するものです。また、税制は経済社会と相互に深く関係しています。このようなことから、私たち一人一人が、国民として、納税者として、かつ有権者として、税制について考え、議論に参加することが求められることとなります。

出典：「政府税制調査会答申（平成12年７月14日）『我が国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－』」（内閣府）

（参考）
① 日本国憲法の規定
・第30条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
・第84条【課税】あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。
② 大島訴訟
「サラリーマン税金訴訟」判決として有名な最高裁昭和60年３月27日大法廷判決（民集39巻2号247頁）では、「租税は、国家が、その課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてでなく、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、一定の要件に該当するすべての者に課する金銭給付である」と判示されている。
※大島訴訟判決も「およそ民主主義国家にあっては、国家の維持及び活動に必要な経費は、主権者たる国民が共同の費用として代表者を通じて定めるところにより自ら負担すべきものであり、我が国の憲法も、かかる見地の下に、国民がその総意を反映する租税立法に基づいて納税の義務を負うことを定め（30条）、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としている（84条）」と述べている。

（参考）
① 福澤　諭吉（1835 ～ 1901年）
明治時代の啓蒙思想家・教育家。慶応義塾大学創設者。
② 「学問のすすめ」
1872年から1876年までに発表した17編の小冊子。当時の大ベストセラーとなり、1880年までに70万部に及んだと伝えられる。
福澤が初めて新しい時代の方向を示す思想を展開し、人間平等、実学の重要性、国家の独立、新しい社会の建設を説いている。

■税負担の公平について

社会の会費のようなものである税をルールに基づいて納税してもらうためには国民の公平感（納得感）が必要です。一言で公平といっても、様々な指標があるため、日本の税制度はいろいろな税を組み合わせることによって、全体として、公平に税を集められるように工夫されています。

公平の原則　①水平的公平：等しい負担能力のある人（経済力が同じ人）は等しい負担をする（消費税や個人住民税は、税率は一定だが、課税対象額が多くなるほど税額が多くなる仕組み（比例税率））。

②垂直的公平：負担能力の大きい人はより大きな負担をする（所得税や相続税などは、所得など課税対象額が多くなるほど税率が高くなる仕組み（累進税率））。

③世代間の公平：高齢者の世代と若年者の世代など、異なる世代を比較して負担の公平が保たれているかどうかという観点と、それぞれの世代の受益と負担のバランスが保たれているかという観点から考える。

■消費税の仕組み

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。

商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。

【消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ】

「消費税のしくみ」（国税庁）を基に作成

■所得税の仕組み（累進課税制度）

所得が多くなるにしたがって税率が段階的に高くなる累進税率を適用して、納税者がその支払能力に応じて税を負担するしくみとなっています。

所得税の最高税率はかつて70％の時もありましたが、平成27年分以後現在の最高税率は45％で７段階となっています。

所得税の税率構造

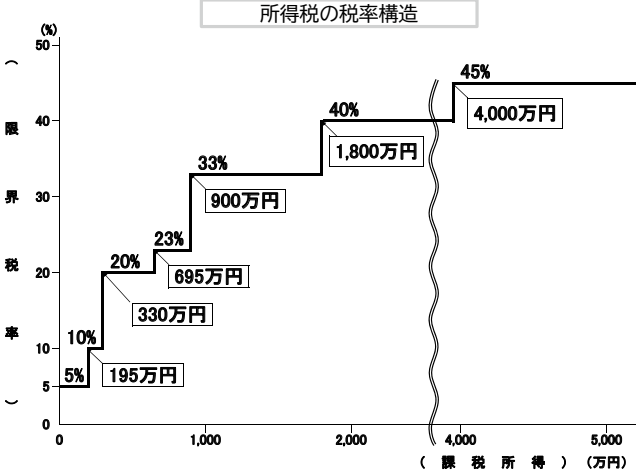

「個人所得税の税率等の推移」（財務省）を基に作成

■主な税の種類と分類（令和６年１月現在）

			所得課税	消費課税	資産課税等
国税	直接税		所得税　法人税 復興特別所得税 地方法人税 特別法人事業税 森林環境税（令和6年4月から）		相続税 贈与税
国税	間接税			消費税　酒税　揮発油税　地方揮発油税 石油石炭税　石油ガス税　関税 航空機燃料税　たばこ税　たばこ特別税 自動車重量税　電源開発促進税　とん税 特別とん税　国際観光旅客税	印紙税 登録免許税
地方税	（都）道府県税	直接税	（都）道府県民税 事業税	自動車税（環境性能割・種別割） 鉱区税　狩猟税	不動産取得税　固定資産税（都税）
地方税	（都）道府県税	間接税		地方消費税 （都）道府県たばこ税 ゴルフ場利用税　軽油引取税	
地方税	市（区）町村税	直接税	市（区）町村民税	軽自動車税（環境性能割・種別割） 鉱産税	固定資産税　事業所税　都市計画税 特別土地保有税　共同施設税 水利地益税　宅地開発税 国民健康保険税
地方税	市（区）町村税	間接税		市（区）町村たばこ税　入湯税	

「税の種類に関する資料」（財務省）、「地方税の概要」（総務省）を基に作成

※地方税の表記について
地方税法では、1条1項4号において地方税を「道府県税又は市町村税をいう」としていますが、都や区については1条2項において「道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する」とされていることから、（都）及び（区）を併記しています。

【身の回りの税】
車を買ったとき：消費税・地方消費税・自動車重量税・自動車（軽自動車）税（環境性能割）
車を所有している間：自動車（軽自動車）税（種別割）
ガソリンに係る税：消費税・地方消費税・揮発油税・地方揮発油税
軽油に係る税：消費税・地方消費税・軽油引取税
たばこに係る税：消費税・地方消費税・たばこ税・たばこ特別税・（都）道府県たばこ税・市（区）町村たばこ税
【分かりにくい税】
とん税・特別とん税－外国貿易に従事する船舶が寄港した時に係る税
石油石炭税－原油・石炭・輸入原油・輸入石油製品などに係る税
石油ガス税－自動車燃料用プロパンガスに係る税

消費税クイズ

① **消費税はいつ導入されたでしょうか。**
A　令和元年　B　平成元年　C　昭和47年
（答え　B　平成元年）

② **税率は10%ですが、導入時は何%だったでしょうか。**
A　3%　B　5%　C　8%
（答え　A　3%）

【解説】
平成元年４月に３%で導入された消費税は、その後、平成９年４月に５%、平成26年４月に８%、令和元年10月に10%（軽減税率制度導入）に引き上げられました。
消費税は、年金、医療、介護及び子育て支援など、全世代を対象とする社会保障の充実・安定化と財源健全化のために使われています。

3. 国の財政を見てみよう（生徒用P5～6）

【学習のねらい】
国の歳入・歳出の内訳がどうなっているのかを学び、税がどのように使われているかを理解させる。
また、国の財政状況を認識させるとともに、財政の役割について理解させる。

（学習活動）
国の一般会計当初予算及び歳入・歳出の状況から読み取れることを発表させる。財政赤字及び公債発行額の状況を身近な家計に例えて理解させ、納税者として国の財政の在り方や財源の確保と配分について、効率や公正な考え方に基づいて考えさせる。

■社会保障関係費　37兆7,193億円

私たちが安心して生活していくために必要な年金、医療、介護、少子化対策、生活扶助等社会福祉、保健衛生対策、雇用労災対策に使われています。

■公共事業関係費　6兆828億円

公共事業関係費は、道路や港湾、住宅や下水道、公園、河川の堤防やダムなど、社会経済活動や国民生活、国土保全の基盤となる施設の整備に使われています。

私たちの身近にある施設にお金が使われていることに注目しましょう。

■文教及び科学振興費　5兆4,716億円

文教及び科学振興費は、教育や科学技術の発展のために使われています。

文教及び科学振興費の割合

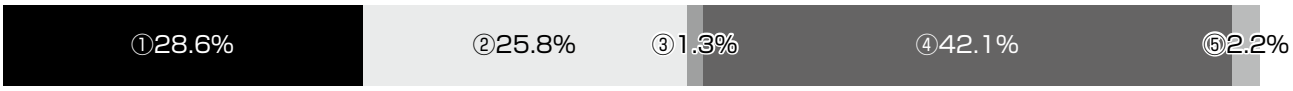

①■義務教育費国庫負担金（1兆5,627億円）小中学生のために
②■科学技術振興費（1兆4,092億円）宇宙開発や海洋開発などの科学振興のために
③■公立文教施設費（732億円）校舎や体育館などの建設のために
④■教育振興助成費等（2兆3,087億円）教科書の配付や国立大学法人・私立学校の援助のために
⑤■育英事業費（1,178億円）経済的理由により、修学に困難がある優れた学生のために

■地方交付税交付金等　17兆7,863億円

地方公共団体（都道府県や市区町村）は、私たちの日常生活と密接に結びついている教育・警察・消防・環境衛生・生活保護などの公共サービスを行うため、地方税を集めています。

しかし、その地域の経済状況などによって、それぞれの地方公共団体の財政力に違いがあります。

そこで公共サービスに格差が生じないよう、国が地方公共団体の財政力を調整するために支出しているのが、地方交付税交付金等です。

■経済協力費　5,041億円

世界には、多くの人々が貧困や飢餓に苦しみ、国際社会が見過ごすことのできない深刻な事態の国々があります。こうした国々の生活環境を改善するには、国際社会が協力して援助する必要があります。日本など経済力のある国々は、開発途上国との対話を進めながら、経済協力を行い、自立を支援しています。

出典：「令和６年度予算」（財務省）

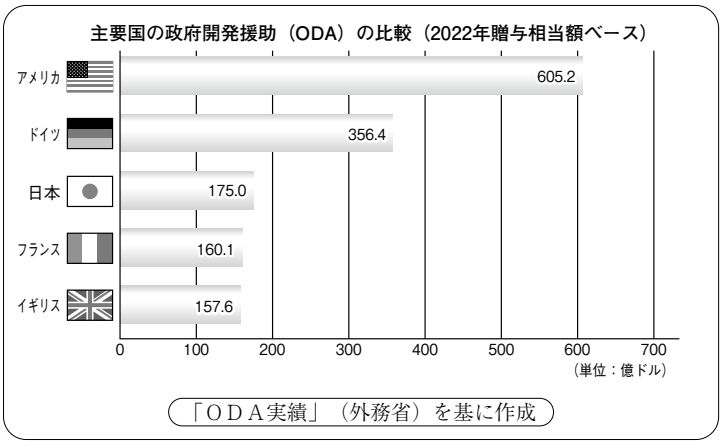

「ＯＤＡ実績」（外務省）を基に作成

■財政構造の変化

○1990年度と現在の歳出を比較すると、社会保障関係費や国債費が大きく伸びています。特に社会保障は年金、医療、介護、こども、子育てなどの分野に分けられ、国の一般会計歳出の約１／３を占める最大の支出項目となっています。

○歳出の増加に対し歳入は、経済成長の停滞などが影響して税収の伸びが見合っておらず、不足分を借金に頼っているため、公債金は約６倍と大幅に増加しています。

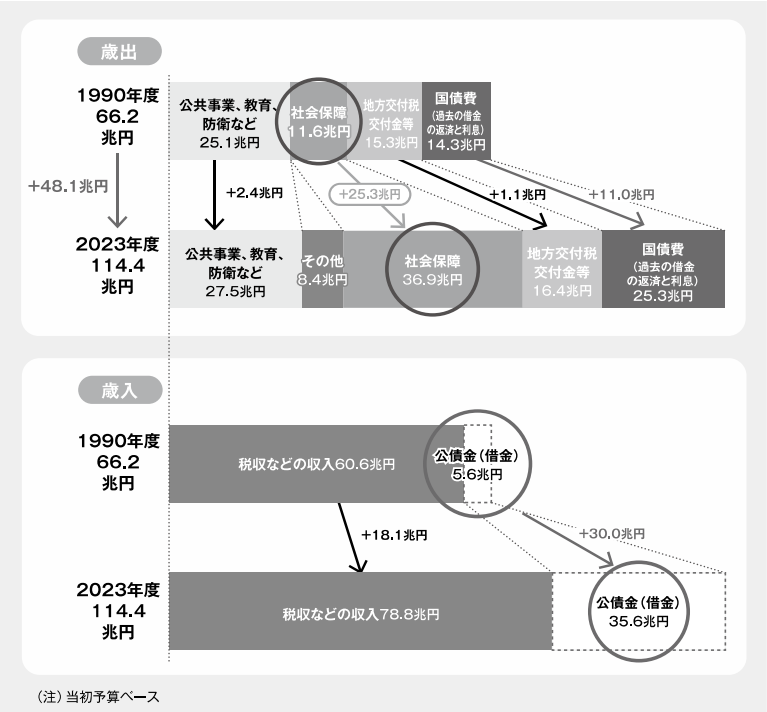

出典：「これからの日本のために財政を考える（令和５年10月）」（財務省）

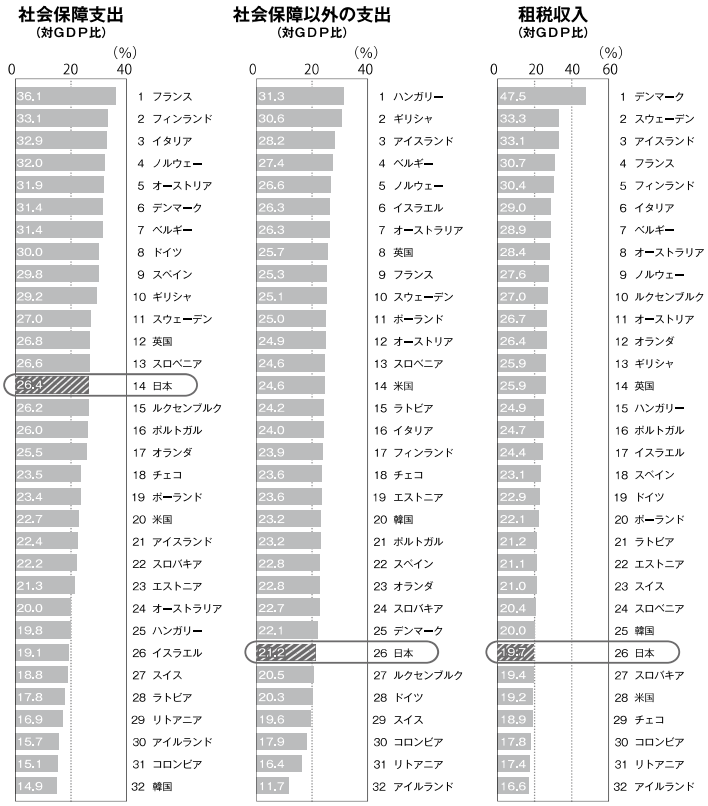

出典：「これからの日本のために財政を考える（令和５年10月）」（財務省）

■諸外国の支出と税収の規模

財政構造を諸外国と比較すると、現在の日本の社会保障支出の規模は対GDP比で国際的に中程度であるのに対し、社会保障以外の支出規模は低水準であり、これらを賄う税収の規模も低い水準となっています。

■公債残高の課題

日本では毎年のように歳入の不足を補うために国債（赤字国債）を発行し、公債残高は年々積み上がっています。さらに、国の政策や事業には、国の財政状態や国民の生活のためにタイミングよく行わなければならないものがあり、2020年度は新型コロナウイルスによる経済危機への緊急対策のため新規国債発行額は過去最高となっています。過去には、阪神淡路大震災（1995年）や東日本大震災（2011年）という大規模な自然災害時やリーマンショック（2008年）という世界金融危機の際にも国の経済や国民の生活を立て直すために国債が発行されました。

令和６年度当初予算では約35兆円の国債が発行され、令和６年度末の公債残高は約1,105兆円になると見込まれています。これは、一般会計税収※の約16年分に相当し、将来世代に大きな負担を強いることになります。

※　令和６年度一般会計税収　69.6兆円

4. 兵庫県の財政はどうなっているのだろう?（生徒用 P7～8）

【学習のねらい】

私たちの県の歳入・歳出の内訳がどうなっているのかを学び、地方では、主としてその地域に住む人々の豊かな暮らしと安全のために税がどのように使われているのかを理解させる。

（学習活動）

私たちの町の財政を調べ、財政の役割や租税の意義などについて考えさせる。

○兵庫県の一般会計（当初予算）の推移

（単位：億円）

		令和４年度	令和５年度	令和６年度			令和４年度	令和５年度	令和６年度
歳入	県税	7,788	8,082	8,159	歳出	商工費	6,446	6,273	6,200
	諸収入	6,806	6,569	6,519		教育費	3,654	3,592	3,782
	地方交付税等	3,866	3,693	3,604		民生費	3,607	3,671	3,770
	国庫支出金	2,553	2,414	1,699		公債費	2,685	2,665	2,705
	県債	1,059	1,057	1,118		警察費	1,363	1,361	1,406
	その他	1,761	1,782	2,291		土木費	1,335	1,335	1,345
						その他	4,743	4,700	4,182
	総額	23,833	23,597	23,390		総額	23,833	23,597	23,390

①地方交付税……本来、地方公共団体の税収入とすべきですが、その地域の経済状況や規模によって、団体間で地方税収などの財源や財政力に差が生じます。そこで、地域ごとの住民に対する公共サービスに差がでないよう、国が地方公共団体に代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するものです。

②諸収入……他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目で、県税の延滞金や預金利子、県からの貸付金の元利償還金、収益事業収入など、様々なものが含まれています。

③国庫支出金……国と地方公共団体が協力して行う事業の財源に充てるため、国が補助金・負担金として支出するものです。

○兵庫県の公立学校数・生徒数（令和５年５月１日現在）

区分	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
学校数	724	331	8	153	2	48
生徒数	266,672	128,397	4,020	91,686	1,169	6,259

○国と地方公共団体が負担した公立学校の児童・生徒１人当たりの教育費（兵庫県）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度
小学校	932,173	891,538	831,463
中学校	1,080,420	1,070,782	1,040,552
高等学校（全日制）	1,150,372	1,171,854	1,233,917

○救急隊の出動回数

区分	令和２年	令和３年	令和４年
救急隊の出動回数	266,899	274,820	323,440

○県立病院における１日当たり患者数

区分	令和２年	令和３年	令和４年
県立病院における1日当たり患者数	8,789	9,130	10,227

○兵庫県の犯罪情勢

区分			令和２年	令和３年	令和４年
刑法犯罪件数	全体数	認知件数	34,246	30,003	33,018
		検挙件数	15,600	13,710	14,504
	うち重要犯罪	認知件数	541	551	561
		検挙件数	507	522	495

○交通事故の発生件数

区分	令和３年	令和４年	令和５年
交通事故の発生件数	16,929	16,372	16,281

○教育費の行政機関別負担割合（小・中学校）（令和６年４月現在）

区分	負担割合	
	国	地方
先生の給料	1／3	2／3
教科書	1	―
実験器具等購入費（理科設備）	1／2	1／2

○兵庫県の税金で作られた施設

施設名	兵庫県立 川西カリヨンの丘特別支援学校 （兵庫県川西市 丸山台３丁目４番１号）
総事業費	約 32 億円
完成日	令和５年 10 月

（概要）
県立こやの里特別支援学校の児童生徒数が増加して過密化している状況を解消し、教育環境の改善を図るとともに、川西市北部・猪名川町の児童生徒の通学時間を短縮するため、令和６年４月開校をめざして川西市北部に特別支援学校を新たに整備します。

【県民緑税】について

1　平成18～令和４年度決算額

⑴　税収　（百万円）

区　分			合　計
平成18～令和４年度			41,501
最近3か年度		２年度	2,592
		３年度	2,592
		４年度	2,611

⑵　支出状況　（百万円）

区　分			合　計
平成18～令和４年度			39,551
最近3か年度		２年度	2,478
		３年度	2,504
		４年度	2,697

※税収と支出の差額は、県民緑基金へ積立

地方公共団体は、環境保全など独自の地域施策を実施するため、法律（地方税法）が定める範囲内において、既存税目の税率変更や新たな税目の創設などが認められており（課税自主権）、これを活用して、県民緑税では個人及び法人の県民税均等割の税率を変更しています。

1　対　　象
　個人：１月１日現在で県内に住所等を有する人（一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象外）
　法人：県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等

2　超過税率
　個人：800円（標準税率1,000円に上乗せ）
　法人：標準税率の均等割額の10％相当額

3　期　　間
　個人：令和３年度分～令和７年度分
　法人：令和３年４月１日から令和８年３月31日までの間に開始する各事業年度分

4　収入見込　約24億円／年（５年間で約120億円）

2　事業実績

⑴　「災害に強い森づくり」

平成16年や平成21年、平成26年、平成30年などの度重なる山地災害を踏まえ、森林の防災面での機能強化を進めるため、平成18～令和４年度までの間に、①伐倒木を利用した土留工の設置、②災害緩衝林等の整備、③集落裏山の森林整備、④高齢人工林の広葉樹林化、⑤人と野生動物の棲み分けを図るバッファーゾーンの設置、⑥地域住民が自発的に行う森林整備活動への支援、⑦六甲山系における広葉樹林の整備など、約41,800haの森林整備を実施しました。

⑵　「県民まちなみ緑化事業」

都市環境の改善や防災性を向上させるため、平成18～令和４年度までの間に、①空地、広場、公園などへの植樹、②校園庭の芝生化、③ひろばの芝生化、④駐車場の芝生化、⑤建築物の屋上・壁面の緑化など、県民が行う緑化活動約3,500件の支援を行い、約212haの緑地を創出しました。

事業実績（平成18～令和４年度）

区　分	災害に強い森づくり								県民まちなみ緑化事業	合　計
	緊急防災林整備		里山防災林整備	針葉樹林と広葉樹林の混交整備	野生動物共生林整備	住民参画型森林整備	都市山防災林整備	小　計		
	斜面対策	渓流対策								
事業費(百万円)	13,608		7,745	4,257	4,259	300	389	30,558	8,993	39,551
面積(ha)	25,024	1,032	6,104	3,356	5,693	270	314	41,793	212	－

事業費について、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計と一致しない

3　第３期の効果検証

⑴　「災害に強い森づくり」

災害に強い森づくり事業検証委員会による効果検証を行い、事業実施箇所における土砂の流出量調査、下層植生の回復調査、アンケート調査等を通じて、次のような事業効果等が認められました。

① 平成30年7月豪雨後の整備地(98箇所)の緊急点検でも被害はなく、高い整備効果があることが判明
② 土留工整備地の年間土砂流出量は0.41㎥/haで、「健全な森林の目安となる１㎥/ha以下」に抑制
③ 人家裏山で危険木の除去等を実施し、整備地の住民の7割が事業を評価
④ バッファーゾーンと集落防護柵の一体整備をした集落では、農作物被害発生農地が約７割減少

⑵　「県民まちなみ緑化事業」

まちづくり審議会花緑検討小委員会による評価検証を行い、事業箇所における植栽の生育状況調査、サーモグラフィ調査、アンケート調査等を通じて、次のような事業効果が認められました。

① 緑が本来持つ公益的効果として、環境、景観、防災効果
② 緑の活用による波及的効果として、環境学習、教育環境向上、コミュニティ形成、地域核創出効果

5．税の国際比較（生徒用Ｐ９）

【学習のねらい】
諸外国の税金を知ることにより、税の在り方を考える目安とする。

■国民負担率と老年人口比率

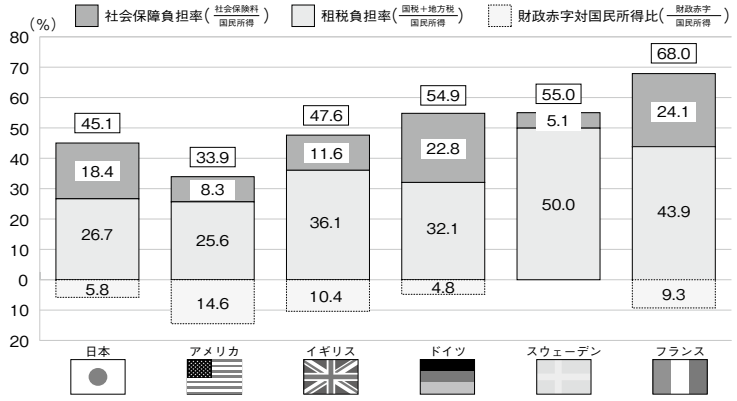

注）1. 日本は 2024 年度（令和６年度）の見通し。ドイツについては推計による 2021 年暫定値、それ以外の国は 2021 年実績値。
2. 財政収支は、一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。

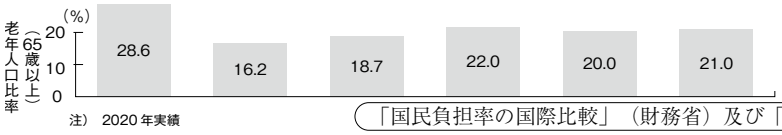

注） 2020 年実績

「国民負担率の国際比較」（財務省）及び「令和５年版高齢社会白書」（内閣府）を基に作成

国民負担率とは、租税負担と社会保障負担（社会保険料など）の合計が、国民所得に占める割合のことです。

社会保障の進んだ国では、社会保障の必要な老年人口の割合に比較して、国民負担率（社会保障負担率や租税負担率）が高くなっています。**（高福祉・高負担）**

日本の国民負担率は、主要先進国に比べると低い水準にあります。

これは、公共サービスや社会資本の提供に対し、相応の負担を行わず、公債金収入で賄ってきたからです。その結果、財政赤字という形でその負担を将来の世代に先送りしていると考えられます。

■消費税（付加価値税）の税率

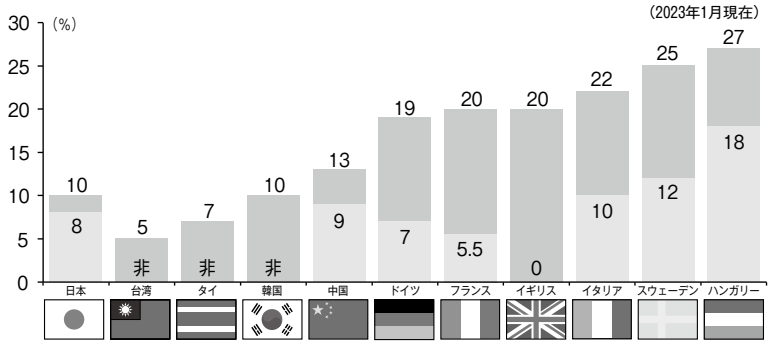

注）1. 米国では、連邦における付加価値税は存在しないが、地方税として、売買取引に対する小売売上税が存在します。（例：ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%）
2. 上記中、　が食料品に係る適用税率です。「0」と記載のある国は食料品についてゼロ税率が適用させる国です。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国です。
なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合があります。
3. EC 指令においては、ゼロ税率及び５%未満の軽減税率を否定する考え方を採っていましたが、令和４年４月の改正により、特定の品目についてはゼロ税率及び５%未満の軽減税率が認められました。
4. イタリアについては 2022 年７月時点の数字。

「付加価値税率の国際比較」（財務省）を基に作成

日本では、平成元年に消費税が導入されましたが、これと同じような税制の付加価値税は、全世界150の国や地域で採用されています。

諸外国においても食料品に軽減税率を適用するなど、税負担を緩和する制度が導入されています。

■所得税・住民税負担

（2023年1月現在）

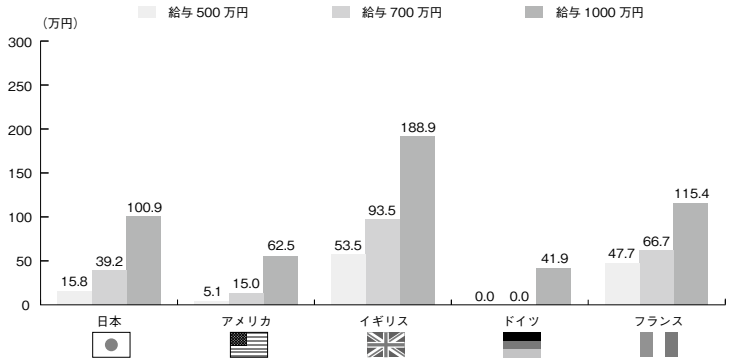

注）1. 夫婦と子ども２人の給与所得者の場合。
2. 邦貨換算レート：1ドル=142円、１ポンド=168円、１ユーロ=145円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和５年（2023年）1月適用。なお、端数は四捨五入している。

「給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較」（財務省）を基に作成

所得税と住民税を合わせた金額は、収入が多くなるほど高い割合になっています。この所得が多い人ほど税率が高くなる仕組みを累進課税といい、国民にはそれぞれの所得に応じた税金を納めてもらおうという考え方に基づいています。

6．これからの社会と税を考えてみよう（生徒用P10）

【学習のねらい】

日本が抱える問題の一つである少子高齢化の状況を説明し、今後の社会経済に与える影響や持続可能な社会の実現について考えさせる。

（学習活動）

増加する社会保障のための費用（年金・医療・介護・子育てなど）を誰がどのような形で負担するのがよいのか、前ページの「税の国際比較」も参考に考えさせる。

また、国民の負担（税）と受益（公的サービス）のバランスと改善策について、考えさせる。

■社会保障給付と財源の現状

社会保障給付費は、令和５年度において134兆円程度と見込まれており、この給付を保険料の約60％と公費（国・地方）の約40％などの組合せにより賄っています。

公費負担は、本来税財源で賄われるべきであるが、公債の発行に頼っており、将来世代に負担を先送りしている状況です。

社会保障給付費とその財源（令和5年度予算ベース）

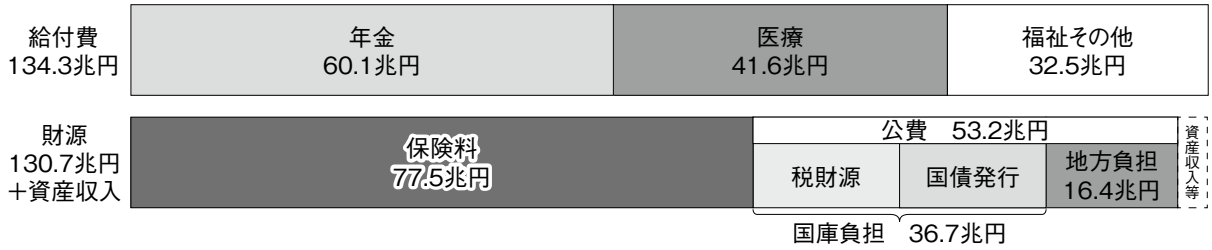

「社会保障の給付と負担の現状」（厚生労働省）を基に作成

■これからの社会と税にとって重要な課題

少子高齢化の原因は、平均寿命が延びたことと、平均出生率が減少したことです。

少子高齢化の問題の一つは、社会保障の費用が増えていくことであり、もう一つは、その費用を負担する働き手が減っていくことです。

子育てしやすい社会、誰もが活躍できる社会を実現するためには、大きな費用を必要とし、その財源の中心は税金です。どれだけの公的サービスを受け、その費用をどう負担すべきかを考えていく必要があります。

【主権者として】

私たちが健康で文化的な生活を送るため、国や地方公共団体による多くの公的サービスが存在しており、私たちはその恩恵を受けています。税は、それらにかかる費用を賄うもの、いわゆる公的サービスの対価です。

税はすべての国民が安心して暮らせる社会を支えるために、皆で広く公平に分かち合う社会の会費のようなものであると言えます。

しかしながら、現在、租税収入だけではこれらの費用を確保できないことから、多くの国債を発行し、公債残高も増加の一途をたどっていることに加え、少子高齢化など、将来世代に大きな負担を強いることが危惧されています。そのため、国民の負担と受益のバランスを見直し、租税の意義と役割について、主権者として主体的に考えていく必要があります。

※　18歳になれば選挙権が与えられ政治に参加することになり、さらに令和４年度からは成年年齢が18歳に引き下げられました。

税の学習プリント

年　　組　　番　　名前

Ⅰ　税の種類について

表の①～⑩にあてはまる語句を語群から選びましょう。

	(①)税 (税を納める人と負担する人が同じ)	(②)税 (税を納める人と負担する人が違う)
(③)税 (国に納める)	(⑤)税……個人の所得に対して (⑥)税……会社の利益に対して (⑦)税……多くの遺産を得たとき	(⑨)税……買い物をしたとき (⑩)税……たばこを買うと
(④)税 (各地方に納める)	(⑧)税……土地や家を所有していると	地方(⑨)税……買い物をしたとき (都)道府県(⑩)税、市(区)町村 (⑩)税……たばこを買うと

【語群】直接　間接　国　地方　所得　消費　法人　たばこ　相続　固定資産　贈与

①	②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

Ⅱ　日本国憲法について

次の説明の空欄を適切な語句で埋めましょう。

1　日本国憲法は、[①]、基本的人権の尊重、[②]、の３つの基本原則から成り立っている。
2　日本国憲法で定められている国民の義務は、子どもに普通[③]を受けさせる義務、勤労の義務、[④]の義務の３つである。

①	②	③	④

Ⅲ　その他

次の①～③を何というか調べてみましょう。

①　所得の多い人には高い税負担を求め、少ない人には税負担を軽くする制度	①　　制度
②　税金などの収入をもとに国や地方公共団体が行う経済活動	②
③　国の歳入が足りないとき、不足分を補うため発行する債券（証券）のこと	③

税金クイズ

問１　税金には、いろいろな種類があります。日本で適用されている税金は全部で何種類あるでしょうか？
【①約25種類　②約50種類　③約1,500種類】

答＆説明　答は②約50種類です。

令和６年１月１日現在で、国に納める国税が26種類、府県や市町村に納める地方税が約25種類あります。また、令和６年度から、「森林環境税」が創設され、国内に住所のある個人に対して国税として課税されます。

ところで、地方税に「約」という言い方をする理由は、府県や市町村ごとに定められている税金があり、地域によって若干違いがあるためです。

これ以外にも、各地方自治体の条例により、定められた税金があります。

また、③の約1,500種類は、江戸時代にあった税（年貢や諸役）の数です。

問２　税金がかかるものはどれでしょうか？
【①ノーベル賞の賞金　②宝くじの当せん金　③クイズの懸賞金】

答＆説明　答は③クイズの懸賞金（一時所得）です。

①のノーベル賞の賞金（ノーベル基金から交付される金品）は、所得税法第９条の規定により「非課税所得」とされ、税金はかかりません。

②の宝くじの当せん金は、当せん金付証票法という法律によって税金はかかりません。

問３　税は、いつの時代からあったでしょうか？
【①弥生時代　②飛鳥時代　③鎌倉時代】

答＆説明　答は①弥生時代です。

三世紀に書かれた『魏志倭人伝』の邪馬台国に関する記述の中に「収租賦有邸閣（租（税）を収める倉庫が有る。）」とあります。それが、日本の税に関する最初の記録です。

②の飛鳥時代には、租（収穫した穀物の３％）・庸（労役または布の物納（男子のみ））・調（絹、地方特産物を運搬納税）・雑徭（ぞうよう）（土木工事等、年60日間の労役）がありました。

③の鎌倉時代には、田租（年貢）を中心とし、それ以外に、同業者の集まりの座が生産販売を独占し、その見返りとして座役（製品や貨幣）を領主に納めていました。

問４　昔、イギリスでトランプに税金がかけられていたとき、税金を納めた証明をトランプに表示していました。いったいどのマークでしょうか？
【①ジョーカー　②スペードのエース　③ハートのキング】

答＆説明　答は②スペードのエースです。

1711年にイギリスでトランプが流行したとき、トランプに税金がかけられました。その後、「このトランプは確かに税金を納めています」という納税の証明として、スペードのエースだけ政府が印刷し、それを業者が買って１組そろえるようになりました。中には、脱税しようと偽ものが出回るようになったため、簡単には偽造できないような複雑なデザインになっていきました。

問５　税務署が徴収した税金の使い道はどこで決められるでしょうか？
【①税務署　②内閣　③国会】

答＆説明　答は③国会です。

税務署が徴収した税金は国の収入（歳入）になります。国の税金の使い道（歳出）は、内閣から提出された予算案を国会で審議し、決定されます。

なお、国会は、国民が選挙で選んだ国会議員によって構成されており、選ばれた代表者が決めごとをするこのような仕組みを間接民主主義と言います。

問６　世界で実際にあった税はどれでしょうか？
【①めだか税　②かえる税　③へび税】

答＆説明　答は②かえる税です。

中世のフランスにお金ではなく労働で納める税があり、堀の蛙がケロケロ鳴いて領主の睡眠を妨げるため、領民に交代で水面を叩いて蛙の鳴くのを止めさせたと言われています。

【P13プリント解答】
Ⅰ　①直接　②間接　③国　④地方　⑤所得　⑥法人　⑦相続　⑧固定資産　⑨消費　⑩たばこ
Ⅱ　①国民主権　②平和主義（①、②順不同）　③教育　④納税
Ⅲ　①累進課税　②財政　③国債

授業の参考にするには

国税庁 税の学習コーナー

国税庁ホームページでは、「税の学習コーナー」を設け、様々な教材や資料などを提供しています。是非、授業などでご活用ください。

※　掲載画像は令和６年５月現在

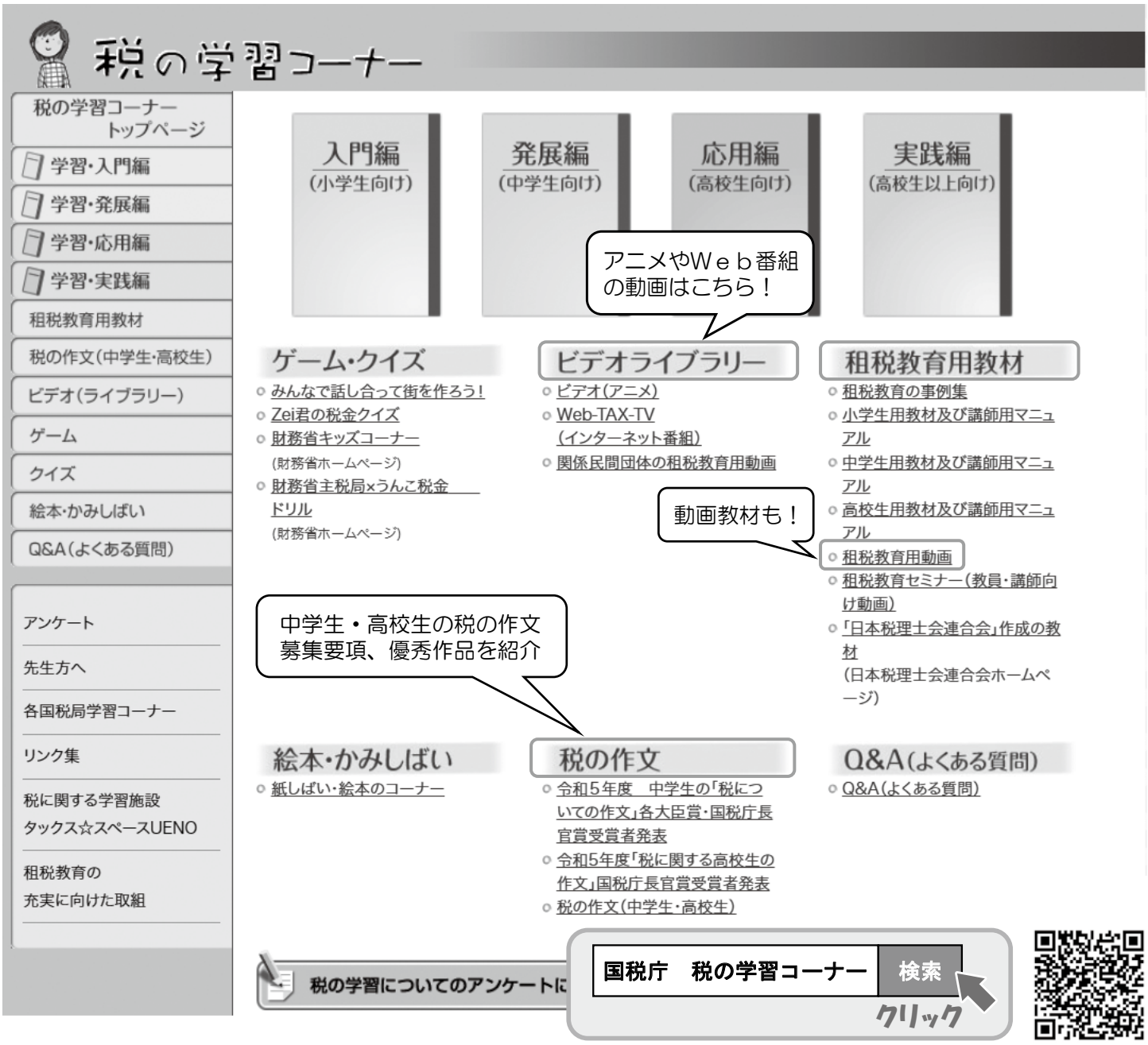

編集・発行

兵庫県租税教育推進連絡協議会

〒650-8511
神戸市中央区中山手通2丁目2番20号　神戸税務署内
電話　078-391-7163（ダイヤルイン）

兵庫県租税教育推進連絡協議会は、兵庫県内の教育委員会や小学校・中学校・高等学校の教育関係者と、国・県・市町の税務関係者が協力して、租税教育の推進を図るために設けられた組織です。